

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画では、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決に向けて協力し合い、地域の多様な主体と共に支え合いながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

すべての県民が共に支え合い、安心していきいきと暮らせる
地域共生社会の形成

2 基本的な視点

上記の基本理念を実現するため、本計画では次の基本的な視点を定めます。

- 1 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進
- 2 多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進
- 3 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備

(1) 地域住民が共に支え合う地域づくりの推進

- ◇ 少子高齢化の進行等による人口の減少により、地域力の低下が危惧されていますが、地域の力を持続・強化できるよう、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、住民が地域の課題を「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が始まっています。
- ◇ 東日本大震災の経験から、地域で支え合う体制の必要性が再認識され、サポートセンターが中心となり見守り活動や、地域でのつながりづくりが進められており、震災からの復興とともに地域における支え合いへの移行への取組が進んでいます。
- ◇ 地域共生社会を実現するためには、地域住民が主体となり、地域の困りごと、心配ごとといった地域生活の課題を共有するとともに、解決のため目標を定め計画的に取り組む「市町村地域福祉計画」を策定する必要があります。
- ◇ 今後、住民が地域で支え合い、地域を共に創っていく取組が県内全域に広がっていくことを目指します。

(2) 多様な主体によるネットワークを通じた活動の促進

- ◇ 複雑化した課題や、各制度の狭間にある課題に対応するため、支援機関や行政など多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築が必要となっています。

- ◇ 包括的な相談支援体制の構築では、個別の相談支援の力量だけでなく、地域内の相談支援機関のネットワーク化が重要であり、住民組織、福祉関係者、相談支援機関及び行政等、幅広い関係者のコーディネート機能を適切に発揮できるネットワークの構築が必要となります。
- ◇ 地域の体制を構築するため、地域の課題をマネジメントし、地域への支援と個別問題への取組を平行して行う視点を持った福祉人材の育成が必要です。

(3) 東日本大震災の経験を生かした支援体制の整備

- ◇ 東日本大震災以降、被災地域では、各地にサポートセンターが設置され、被災者の日常生活を支えるため、総合相談支援、生活支援及び地域交流等、見守りやコミュニティ形成の支援等を行ってきました。
- ◇ サポートセンターは、市町社会福祉協議会のほか、NPOや民間企業など様々な団体によって設置され、地域住民や自治会、民生委員と連携し、地域との関係に重みを置いて、見守りや支え合いを重視した特色ある活動がなされました。
- ◇ サポートセンターにおいては、LSA（生活支援員）や生活相談支援員等が活動の担い手となり、福祉専門職のみではなく、被災した多くの地域住民が研修等によりスキルアップし、仮設住宅や災害公営住宅等で健康・生活面の見守り・相談支援と住民交流サロンの開催などの地域支援を担いました。
- ◇ また、宮城県社会福祉士会が県から受託し宮城県サポートセンター支援事務所を設置し、プラットフォームとしての役割を持ち、多機関が参加したネットワークにより支援を行い、また、中間支援組織として、市町村の課題を吸い上げ、研修と支援のプログラムを開発し地域に応じた支援を行うとともに、専門職のみならず、地域福祉である住民の支え合い活動も支援しました。
- ◇ 震災から15年が経過し、被災市町においては、日頃からの「地域における支え合い活動」の大切さが改めて認識されるとともに、地域住民自らが復興に向けて地域コミュニティを再構築しようとする様々な取組が展開され、連帯感の醸成や地域福祉活動の促進が図られました。
- ◇ 一方で、環境の変化に伴う災害公営住宅入居者の健康問題や孤立防止のため、見守り・相談支援や地域コミュニティ形成の取組への支援が引き続き必要となっています。
- ◇ 被災地で行われてきた地域交流サロン等の取組など、被災者支援での経験やスキルを活かし、住民同士の「地域における支え合い活動」として展開していく必要があります。

3 取組の方向性

自助・互助・共助・公助の考え方のもと、地域で様々な人々が連携・協働を図りながら助け合い、支え合う地域社会の実現を図るため、次の5つの方向性に沿って取り組んでいきます。

また、人口減少や担い手不足が進む中で持続可能な地域福祉を推進するために、ICT等のデジタル技術の活用を推進します。

(1) 地域共生社会実現のための体制整備

少子高齢化や核家族化の進行など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、地域住民が抱える生活・福祉課題が多様化・複雑化し、相談を包括的に受け止める体制づくりが必要です。また誰もが地域で安心していきいきと暮らしていくためには、住民主体の支え合いや関係機関とのネットワークづくりが重要です。

市町村における包括的な支援体制の整備の促進や地域コミュニティの構築に向けた交流の場づくりを支援していきます。

(2) 地域福祉活動の推進

子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが安心していきいきと暮らせる地域を築くためには、共に支え合っていくことが重要です。また、ひきこもり状態にある方や自死に追い込まれつつある方、生活困窮者などの社会的に配慮を要する方々への対応が必要です。

子育て世帯への支援や高齢者への見守り、障害者の社会参画を支援するとともに、ヤングケアラー等見えにくい困難を抱えるこどもを早期に発見し、教育、福祉など様々な関係機関の連携により、社会的に配慮を要する方々に対する方策を推進していきます。

(3) 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり

地域全体で支え合う地域福祉を推進していくためには、多くの人々が福祉活動の担い手として活動していくことが望まれます。また、福祉サービスを必要としている方に、安心して良質なサービスを提供するためには、福祉・介護サービスに従事する人材の確保を図るとともに資質の向上が必要です。

生涯を通じた福祉教育の推進を図るとともに、地域福祉を推進していくために重要な役割を担うNPOやボランティアの活動を促進していきます。さらに、福祉従事者の人材確保と資質向上のほか、地域福祉活動を実践するコミュニティソーシャルワークの視点を持った人づくりを支援していきます。

(4) 福祉サービスの質の向上

事業者が第三者による福祉サービスの質の評価を受けることにより、利用者への質の良い福祉サービスの提供につながります。

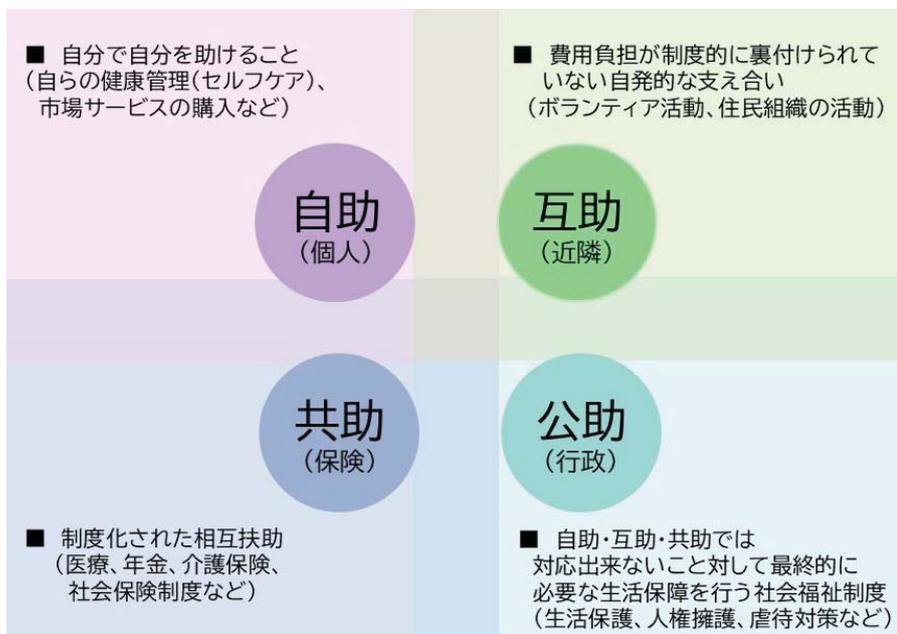
福祉サービスの向上につなげるため、第三者評価の受審を働きかけるとともに、多様化する福祉サービス事業者の評価への対応や第三者評価の受審が円滑に行われるよう評価機関の育成に努めます。

また、社会福祉法人については、社会福祉法の改正により、「地域における公益的な取組」の実施が責務化されています。小規模な法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携し、地域貢献のための取組が促進されるよう支援していきます。

(5) 災害に備えた福祉の支援体制づくり

災害発生時における高齢者や障害者などの要配慮者の安全・安心を確保するため、平時から地域における避難支援体制を構築し、要配慮者が安全かつ確実に避難できる環境を整備します。また、発災後も、避難行動要支援者が円滑に避難するための取組を支援するとともに、避難所や在宅など、それぞれの状況に応じた福祉的な支援体制の充実・強化を図ります。

【自助・互助・共助・公助のイメージ】



参考：厚生労働省『地域包括ケアシステムの5つの構成要素と「自助・互助・共助・公助」
(平成25年3月 地域包括ケア研究会報告書より)』